

令和6年度事業報告

自 令和 6年4月 1日

至 令和 7年3月31日

当連合会は、法人会の事業活動の基本である税知識の普及、納税意識の高揚、税の提言はもとより、地域の企業や社会への貢献を目的とする活動及びその支援に注力し、また公益財団法人全国法人会総連合（全法連）よりの各法人会事務委託等の助成事業を行った。県下6法人会及び関係諸官庁・他団体との連携を密に行うなかで、法人会の円滑な運営に努めた。

<継続事業>

法人会が行う税を巡る活動並びに地域企業や社会に資する諸活動及びその支援事業

1. 税知識の普及、納税意識の高揚を目的とする事業

（1）小学生の「税に関する作文」「絵はがきコンクール」実施の情宣と後援

全国法人会総連合と連携しての情宣・参加賞等の購入を手配「エコバッグ（不織布・マチなし） 1, 500個」、「絵はがきコンクール」県連会長賞の選考・表彰などを行った。

令和6年度「税に関する作文」

	応募依頼校 (小学校数)	応募実績 (小学校数)	応募実績 (応募枚数)	入賞件数
徳島法人会	55 校	34 校	394 枚	18 件
阿波麻植法人会	20 校	15 校	163 枚	11 件
阿南法人会	31 校	14 校	209 枚	12 件
鳴門法人会	29 校	21 校	299 枚	25 件
脇町法人会	10 校	6 校	32 枚	5 件
池田法人会	16 校	8 校	47 枚	6 件
計	161 校	98 校	1,144 枚	77 件

主催：徳島県下各法人会

共催：徳島県

後援：徳島県下各租税教育推進協議会・徳島県法人会連合会

令和6年度「税に関する絵はがきコンクール」

	応募依頼校 (小学校数)	応募実績 (小学校数)	応募実績 (応募枚数)	入賞件数
徳島法人会	55 校	14 校	112 枚	20 件
阿波麻植法人会	20 校	12 校	134 枚	11 件
阿南法人会	31 校	16 校	402 枚	10 件
鳴門法人会	29 校	18 校	548 枚	21 件
脇町法人会	10 校	4 校	93 枚	5 件
池田法人会	16 校	8 校	64 枚	10 件
計	161 校	72 校	1,353 枚	77 件

主催：徳島県下各法人会・全国法人会総連合

後援：国税庁・徳島県法人会連合会

(2) 租税教育及びその支援活動（小学校の出前授業ほか）

税を身近に考え意識してもらう事を目的として行われる、徳島県下小学校への出前授業を支援している。徳島県租税教育推進協議会と連携し、令和6年度は、「暮らしを支える税」のメッセージ入りメモ帳を作成し、徳島県下の小学6年生を対象に約5,000冊を配布した。

(3) 税を考える週間等の法人会広報活動

税を考える週間に合わせて、法人会メッセージの発信を行った。

新聞広告活動 令和6年11月12日（火）

徳島新聞 朝刊掲載

～ 令和6年度法人会メッセージ ～

『税に強い経営者が 次世代を支える！』

法人会は「令和7年度税制改正に関する提言」を決議しました。

税を考える週間 11月11日（月）～17日（日）

法人会は会社経営の効率化のために e-Tax の普及を支援しています。

法人会とは？

1. 企業と社会の発展を目指して国に税の提言！
2. 税の知識を経営の力に！
3. 経営者の仲間ができる！』等

ラジオCM広報活動 令和6年11月11日（月）～15日（金）

エフエム徳島 20秒×15回

全法連 法人会ラジオCMをスポット放送

～ 子供の夢 篇 ～

『 子ども：僕の将来の夢は、社長です！

いっぱい働いて、法人会にも入って、
税金の勉強をしながら、社会に貢献します！

NA：法人会は、70万社以上が加入する経営者団体。
人脈が繋がり、ビジネスの可能性が広がります。
強い経営のために
法人会です。』

(4) e-Tax利用促進およびマイナンバー制度についての情宣活動

講演会、研修会、ホームページなどで周知のためのPR活動を行った。

理事会・委員会では、継続してe-Taxおよびマイナンバー制度についての理解と利用促進を呼びかけており、県下のe-Tax役員企業利用率(令和7年1月末調査)は、99.2%と高い数値となっている。

2. 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業

(1) 税制に関する法人研修会

調査課所管法人税務研修会(令和7年3月13日)

1. 令和7年度税制改正(案)等のポイントについて 2. 優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置について 講師：高松国税局 調査査察部調査管理課長 〃 主査 〃 調査官	場 所：阿波観光ホテル 参 加 者：14名 県連事務局：2名
---	--------------------------------------

(2) 税制改正に関する提言活動・税制税務委員会での集約・全法連全国大会での情報収集及び発信等

10月3日(木) 法人会全国大会(鹿児島大会)にて「令和7度税制改正に関する提言」の要旨が発表され、(公財)全国法人会総連合より9月30日(月)日本経済新聞(朝刊・全国版)に提言内容の概要を盛り込んだ意見広告(全面)が掲載された。当連合会においては徳島県選出国會議員全員並びに徳島県に対して要望活動を実施した。

税制委員会(令和6年6月10日)

令和7年度税制改正要望事項等について 1. 税制委員会関連スケジュールについて 2. 令和6年度法人会税制改正に関する提言の主な実現事項 3. 各単位会別「令和7年度税制改正要望事項」について 4. 徳島県連「令和7年度税制改正要望書(案)」について	場 所：ザ・グランドパレス 参 加 者：9名 県連事務局：2名
---	---------------------------------------

国会議員に対する提言活動

(敬称略)

議員名	所属党名	面接者 氏名・役職	提言活動 実施者	提言活動 実施日	提言活動 方法
仁木 博文	自由民主党	堀江雅文 所長	専務理事	令和6年 11月14日	持参
山口 俊一	自由民主党	佐野正孝 所長	専務理事	令和6年 11月14日	持参
高橋 永	立憲民主党	河野 秘書	専務理事	令和6年 11月14日	持参
中西 祐介	自由民主党	平岡英士 政策担当秘書	専務理事	令和6年 11月14日	持参

地方自治体に対する提言活動

(敬称略)

対象自治体名 ・役職名	面接者 役職	面接者 氏名	提言活動 実施者	提言活動 実施日	提言活動 方法
徳島県 ・県知事	本人	後藤田正純	会長 税制委員長 専務理事 事務局長	令和6年 11月11日	持参
徳島県 ・県議会議長	本人	元木章生	税制委員長 専務理事 事務局長	令和6年 11月11日	持参

(注) その他、県下単位会においては対象となる自治体7団体に対して要望活動を実施。

令和 7 年度税制改正要望書

一般社団法人徳島県法人会連合会

令和 6 年 6 月 1 0 日

1. 総論

令和 6 年度の税制改正では、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和し、物価上昇を十分に超える持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から、所得税・個人住民税の定額減税の実施や、賃上げ促進税制の強化等が行われた。また、資本蓄積の推進や生産性の向上により、供給力を強化するため、戦略分野国内生産促進税制やイノベーションボックス税制を創設し、スタートアップ・エコシステムの抜本的強化のための措置が講じられた。加えて、グローバル化を踏まえてプラットフォーム課税の導入等を行うとともに、地域経済や中堅・中小企業の活性化の観点から、事業承継税制の特例措置に係る計画提出期限の延長や外形標準課税の適用対象法人の見直し等が行われた。

また、【扶養控除等の見直し】として、「児童手当については、所得制限が撤廃されるとともに、支給期間について高校生年代まで延長されることとなる。これを踏まえ、16歳から18歳までの扶養控除について15歳以下の取扱いとのバランスを踏まえつつ、高校生年代に支給される児童手当と合わせ、全ての子育て世帯に対する実質的な支援を拡充しつつ、所得階層間の支援の平準化を図ることを目指す。」とされている。

更に、【防衛力強化に係る財源確保のための税制措置】として、「たばこ税については、加熱式たばこと紙巻きたばこの間で税負担の不公平が生じている。同種・同等のものには同様の負担を求めるという消費課税の基本的考え方に沿って税負担差を解消することとし、この課税の適正化による増収を防衛財源に活用する。その上で、国税のたばこ税率を引き上げることとし、課税の適正化による増収と合わせ、3円/1本相当の財源を確保することとする。」とされている。

国の令和 6 年度予算における一般会計の規模は112.5兆円と、過去最大であった令和 5 年度当初予算額114.3兆円を下回ったものの、2年連続で110兆円を超え、財政の3割以上を国債に頼る厳しい財政状況が続いている。また、令和 6 年度末の国および地方の長期債務残高は1,315兆円となる見込みであり、債務残高の対GDP比率では、主要先進国中最悪の状況が続いており極めて深刻な状況にある。

このように、財政再建は喫緊の課題であるが、令和7年度税制改正要望については、エネルギーや原材料を中心とした価格は高止まりしており、さらに持続的な賃上げが求められているなど、中小企業を取り巻く環境は非常に厳しく、ますます先の見通せない不安定な経営を強いられており、影響を受けている企業への支援策や経済活性化対策が緊急課題である。

特に、地方の中小・零細企業は厳しい状況下にあっても、地域経済の担い手であり、地域における事業と雇用が失われることなく、中小企業が将来に希望を持てる持続化・活性化に資する税制が是非とも必要である。以下要望事項を明記したので、実現を期していただきたい。

2. 税・財政改革等基本的な課題に対する意見要望

我が国財政は先進国の中でも突出して悪化している状況にあるにもかかわらず、財政健全化に向けた取り組みは進んでいない。

財政健全化は国民の負担増なくしてなしえないものであり、国民の政治への信頼が不可欠である。しかしながら、今般の不明朗な政治資金を巡る対応に国民の政治に対する不信感・怒りは頂点に達している。まずは政治への信頼を取り戻すことが重要である。

(1) 社会保障制度の抜本的な見直しについて

令和6年度予算における社会保障関係費は37.7兆円で、一般歳出に占める社会保障関係費の割合は、56.9%と極めて高くなっている。しかも団塊世代が後期高齢者となる2025年、現役世代が大幅に減少する2040年に向けて、財源調達ベースとなるGDPの伸びを大きく上回って増加していく。特に増加が著しい年金、医療、介護については給付の「重点化・効率化」によって可能な限り抑制するとともに、現状の「低負担：中福祉」から「中負担：中福祉」への適正な負担を求めるなど、小手先の見直しだけでなく、受益と負担の均衡がとれた社会保障制度を一刻も早く構築していくことを求める。

(2) 徹底した行財政改革について

エネルギーや原材料の高騰による物価高や、過度に進む円安の影響により、社会・経済の疲弊は目を覆うばかりの状況にあっても、民間企業は血のにじむような企業努力をしており、政府においては、公務員の人員削減・国会議員や地方議員の大胆な定数削減及び報酬削減、特別会計と独立行政法人の無駄の削減等行政改革を断行し、無駄な歳出は徹底的に排除することを求める。

また、今般の政治資金の問題については、多くの議員が法的責任を免れており、国民の納税意欲を著しく阻害するものである。国民の政治に対する不信感

は極度に高まっており、政治資金規正法の見直しなどを行い、透明性の向上、使途の適正化、罰則の厳格化を図るよう求める。

（３）社会保険料の負担について

社会保険方式を中心としている我が国の社会保障制度において、企業は事業主負担という形で社会保険料を拠出しており、その総額は、２０２３年度予算で３６．５兆円（２０２２年度３４．８兆円）と社会保障給付費の２７．９％を占めている。企業は、大幅な賃上げ要請や設備投資を求められるとともに、欠損法人も多く厳しい経営環境の中、被保険者の対象拡大も進むなど、一方的に引き上げられる社会保険料負担は極めて重いものがある。これ以上の負担増は、企業の活力が失われ経済全体にとってマイナスとなるので、早急に見直しを図ることを求める。

（４）消費税について

令和元年１０月から消費税の軽減税率が導入されたが、区分経理等事業者の事務負担が大きく、対象品目の判定も複雑であり、逆進性の緩和における実効性にも疑問が残る。税の三原則「公平・中立・簡素」に照らしても問題が多く、単一税率とすることを求める。

また、令和５年１０月から適格請求書等保存方式（インボイス方式）が導入されたが、導入後の影響や効果等について、事務負担や特例措置の適用状況等を検証し、問題があれば見直すことを求める。

（５）マイナンバー制度について

平成２８年１月からマイナンバーカードの運用が開始され、マイナポイント付与の推進策等により、カードの交付率は７３．５％（令和６年３月末現在）と増加しているものの、マイナポイントの取得のみに終始しており、マイナポータル等での利用も進んでいない。また、登録ミス等による不正確な情報が記載された証明書の発行等の問題も発生している。このような状況のなか、昨年６月の参議院本会議で、マイナンバーカードと健康保険証の一体化を含む法改正が可決・成立した。マイナンバー制度は行政の効率化、国民の利便性の向上、公平公正な社会の実現のための社会基盤であり、有益な制度であるが、国は、国民に対してカード取得を半ば義務ととられかねないような拙速な推進を行うことなく、本制度の意義や仕組み等について再度十分な周知を行い、現状の人為的・システムの不具合を改善・改修したうえで、データ漏洩等の不安を払拭し国民に信頼される制度として定着化に向けて一層取り組んでいくことを求める。

3. 今後の税制改革のあり方

今後の税制改革に当たっては、少子高齢化や人口減少社会の急速な進展等を踏まえ、経済社会の大きな構造変化等にどのように対応していくべきか、税制全体を捉えた抜本的な見直しを求める。

4. 税目別課題に対する個別要望

(1) 法人税制

1) 法人税の軽減税率について

中小法人に対する法人税の軽減税率の特例（15%）は、2025年（令和7年）3月31日まで延長されているが、これを時限措置ではなく本則化するように求める。なお、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長するように求める。

また、昭和56年以来800万円に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を1,600万円まで引き上げるよう求める。

2) 中小企業の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について

少額減価償却資産の取得価額を30万円とし、損金算入額の上限（年間取得合計額300万円）を撤廃するように求める。

3) 南海トラフ巨大地震による被害から復興・再生を図るための実効性のある措置について

南海トラフの巨大地震が近い将来、日本列島を襲うことが予測され、被災地域の企業は甚大な被害を受け、サプライチェーンが分断され、国内経済に多大な影響を与えることが懸念される。令和5年度税制改正でも、中小企業の防災・減災投資促進税制は対象資産の見直し及び延長がなされたところであるが、さらに、次のとおり制度の拡充を求める。

- ① 特別償却率を引き上げ、即時償却（最低でも50%）とすること。
- ② 必要な資金を準備金として積み立てた場合、その積立額を損金算入可能とすること。
- ③ 準備金を取り崩して再開投資を行う場合、特別償却を可能とすること。

4) デジタルトランスフォーメーション（DX）、グリーントランスフォーメーション（GX）の推進について

時代に即したイノベーションの創出、デジタル化の推進、生産性の向上へ中小企業が果敢に取り組めるよう後押しできる税制の整備が不可欠である。また、中小企業の成長を阻害するようなカーボンプライシングの導入には、丁寧な議論により最適を追求するように求める。

（２）事業承継税制

- １）事業承継税制については、中小企業の円滑な世代交代を促進するため、１０年間の特例措置として抜本的に拡充されているが、欧米諸国においては、「事業承継を優先させる」ことを主眼とし、事業用資産と一般資産を区分し、事業用資産の課税を控除あるいは軽減する税制となっている。わが国においても欧米諸国並みの本格的な事業承継税制の創設を求める。
- ２）相続税・贈与税の納税猶予制度の充実について、令和６年度税制改正では、特例承継計画の提出期限が２年延長（令和８年３月３１日まで）されたものの、与党税制改正大綱では、「令和９年１２月末までの適用期限については今後とも延長を行わない」ことが明記されている。しかし、贈与税の納税猶予制度を適用するには、「贈与の直前において３年以上役員であること」という要件があるため、これから事業承継を検討する事業者にはハードルが高いと思われる（令和６年中に後継者を役員に就任させる必要がある）。計画的に事業継承を行うためにも、適用期限の延長について検討を求める。

（３）相続税・贈与税

１）相続税について

近年、出生率の低下に伴い被相続人一人当たりの相続人数が減少傾向にあり、相続人一人ひとりが被相続人から引き継ぐ財産を増加させる要因となっている。さらに、地価の上昇も相まって相続税の課税件数割合が年々増加していることから、「基礎控除のあり方」について見直しを求める。

２）贈与税について

令和５年度税制改正では、「相続時精算課税制度」が現行の暦年課税の基礎控除とは別に毎年１１０万円の基礎控除が創設された。また、一方で「暦年課税」において贈与を受けた財産を相続財産に加算する期間が相続開始前３年間から７年間に延長され、延長した４年間に受けた贈与のうち総額１００万円までは相続財産に加算しない見直しが行われた。基礎控除創設と加算期間が延長されたこと双方を踏まえて、贈与税１１０万円の大幅増額の検討を求める。

（４）個人所得税制

１）各種控除制度の見直し

令和７年度税制改正において、児童手当の所得制限が撤廃されることに伴い、１６歳から１８歳までの扶養控除が見直される予定であることから、他の各種控除についても、社会構造の著しい変化に伴い、世帯の類型や就労形態が大幅に変化・多様化しているため、合理的なものへの見直しを求める。

2) 少子化対策

少子化対策は、保育所の充実など財政・行政面で総合的な施策を講じるとともに、税制面においては児童に対する税額控除など給付付き税額控除制度の創設など、抜本的な方策への見直しを求める。

(5) 印紙税

デジタル化の推進により、ペーパーレス化が急速に進行していく中において、文書作成の有無による課税は公平性を欠くことになるので印紙税の速やかな廃止を求める。

(6) 地方の税制

1) 固定資産税

地価は全国ベースで上昇傾向にあるものの、地方では低下傾向が続いており、固定資産税の負担増が懸念される。このため、評価方法及び課税方式を社会の現状に即したものに抜本の見直しを求める。

- ① 土地の評価は収益還元価格で評価すること。
- ② 居住用家屋の評価は経過年数に応じた評価方法に見直す。
- ③ 償却資産については、廃止を含めて抜本的に見直す。

特に非課税の範囲を少額減価償却資産（30万円）と同額とする。

2) 外形標準課税

中小企業への適用拡大については、地域経済に甚大な影響を及ぼし、経済・社会の発展を阻害しかねないことから断固反対する。

3) 事業税

電気供給業への収入金に対する課税については、国が再生可能エネルギーの普及促進を進めていることから、中小企業等における太陽光発電等の副業的な事業規模は課税対象から除くことを求める。

(7) その他

1) 電子申告

法人税の電子申告（e-Tax）について、利用者の一層の利便性向上のため、地方税の電子申告（e-L Tax）との統一的な運用を求める。

以 上

法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

令和7年度税制改正では、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、所得税の基礎控除の控除額及び給与所得控除の最低保障額の引上げ並びに大学生年代の子等に係る新たな控除が創設されました。老後に向けた資産形成を促進する観点から、確定拠出年金（企業型 DC 及び iDeCo）の拠出限度額等が引き上げられました。成長意欲の高い中小企業の設備投資を促進し地域経済に好循環を生み出すために、中小企業経営強化税制が拡充されました。国際環境の変化等に対応するため、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置、グローバル・ミニマム課税の法制化、外国人旅行者向け免税制度の見直し等が行われました（令和7年度税制改正大綱より）。

法人会では、昨年9月に「令和7年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小企業向け税制措置の適用期限延長、事業承継税制の役員就任要件の見直し等、法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

【法人課税】

1. 法人税率の軽減措置

法人会提言	改正の概要
・ 中小法人に適用される軽減税率の特例 15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げること。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。 また、中小法人に適用される軽減税率まで引き上げることをしないよう配慮すること。	・ 中小法人に適用される軽減税率の特例 15%について、次の見直しが行われた上で、適用期限が2年間延長されました。 イ 所得の金額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率が17%に引き上げられました。 ロ 適用対象法人の範囲から通算法人が除外されました。

2. 中小企業投資促進税制

法人会提言	改正の概要
・ 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含めることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。	・ 中小企業投資促進税制について、「みなし大企業」の判定における大規模法人の範囲が見直された上で、適用期限が2年間延長されました。

3. 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

法人会提言	改正の概要
・ 「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等、令和7年3月末日が適用期限となっている中小企業等の設備投資を支援する措置については、適用期限を延長すること。	・ 中小企業経営強化税制 特定経営力向上設備等に、その投資計画における年平均の投資利益率が7%以上となることが見込まれるものであること及び経営規模の拡大を行うものとして経済産業大臣が定める要件に適合することにつき経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備（機械装置、工具、器具備品、建物及びその附属設備並びにソフトウェアで、一定の規

	模以上のもの)が追加されたほか、所要の見直しが行われた上で、適用期限が2年間延長されました。 ・先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例雇用者給与等支給額の引き上げ方針を先端設備等導入計画に位置付け、従業員に表明した場合、対象資産の課税標準が見直された上で、適用期限が2年間延長されました。
--	--

4. 企業版ふるさと納税の適用期限延長

法人会提言	改正の概要
・平成28年度に創設された企業版ふるさと納税については、地方創生にも資する制度であり、寄付件数等も年々増加していること等を踏まえ、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。	・寄附活用事業を実施した認定地方公共団体が、寄附活用事業の完了の時及び各会計年度終了の時に、寄附活用事業を適切に実施していることを確認した書面を内閣総理大臣に提出しなければならないこととする等の措置が講じられることを前提に、適用期限が3年間延長されました。

【事業承継税制】

相続税、贈与税の納税猶予制度

法人会提言	改正の概要
・令和6年度税制改正では、特例承継計画の提出期限が令和8年3月末日まで2年間延長されたが、制度の適用期限(令和9年12月末日)は延長されなかった。贈与税の納税猶予制度の後継者要件として、「贈与の直前において3年以上役員であること」が挙げられていることから、余裕を持った事業承継を行えるよう、特例措置の適用期限を3年程度延長すべきである。	・法人版事業承継税制の特例措置における役員就任要件について、「贈与の直前において特例認定贈与承継会社の役員等であること」に見直されました。

【その他】

「年収の壁」への対応策

法人会提言	改正の概要
・配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は、就労調整が行われる一つの要因であり、人手不足に直面する中小企業にとって重要なテーマである。また、「年収の壁」への対応策として、政府が助成金制度等を講じたことで一定の効果はあると思われるが、あくまでも一時的な措置であり、抜本的な対策とはならない。女性の就労を支援する政策を含め、税と社会保障の問題を一括して議論する必要がある。	・所得税の基礎控除について、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額が10万円引き上がり、58万円となりました(年収200万円以下は37万円上乘せ)。なお、2年間に限り、年収に応じて基礎控除に上乘せする措置が講じられます(上乘せ額は①年収200万円超475万円以下は30万円②475万円超665万円以下は10万円③665万円超850万円以下は5万円)。 ・給与所得控除の最低保障額について、10万円引き上がり、65万円となりました。

3. 地域企業の健全な発展に資する事業、地域社会への貢献を目的とする事業

(1) 文化事業団体や義援金の寄附活動

実施なし

(2) 講演会・研修会等の開催及び各種後援活動

研修講演会の開催

令和6年4月23日(火) 徳島県法人会青年部会連絡協議会 研修会

演 題 『中小企業の“防災・減災”対策セミナー』 ～事業継続力強化計画の策定に向けて～	阿波観光ホテル
講 師 株式会社BCPJAPAN 代表取締役 山口 泰信 氏	研修会参加者 44名 県連事務局 2名

令和6年5月 8日(水) 徳島県法人会女性部会連絡協議会 研修会

演 題 最近の異常気象と地球温暖化	ザ・グランドパレス
講 師 気象予報士 防災士 杉山 真理 氏	研修会参加者 34名 県連事務局 2名

令和6年6月25日(火) 通常総会 研修会

演 題 防災出前講座 基本講座(地震・津波の特徴、家庭・地域でできること)	ザ・グランドパレス
講 師 徳島県防災人材育成センター 活動推進員 中野 裕文 氏	研修会参加者 51名 県連事務局 2名

(3) 地域団体・諸活動との連携

実施なし

4. 法人会が行う税を巡る諸環境並びに地域の経済社会環境の整備改善等の各種事業を支援する事業

令和6年度 単位会別研修参加人員等調査

年度	令和6年度			
区分	研修実施回数	研修参加人員	研修参加率	税法税務研修参加率
徳島県連	8	180	—	—
徳 島	30	2,360	66.8%	33.8%
阿波麻植	21	864	116.0%	71.9%
阿 南	45	1,586	116.0%	60.9%
鳴 門	16	939	75.0%	31.9%
脇 町	20	936	216.7%	99.8%
池 田	9	740	158.8%	88.0%
合 計	149	7,605	97.6%	49.0%

(1) 法人会が行う講演会・各種研修会の後援、共催、充実支援等

共催：実施なし

後援：経営セミナー・研修会・講演会（主催 公益社団法人徳島法人会）

開催日	会 場	講 師
5. 23	パークウエストン	コミュニケーション基本スキル研修 能力開発システム研究所 代表 木曾 千草 氏
6. 11	パークウエストン	神山まると高専の取り組みと 地域活性化に向けた企業連携に関して 神山まると高専 ディレクター（パートナー・寮） 田中 義崇 氏
7. 3	阿波観光ホテル	1日でわかる経理入門セミナー 有限会社マスエージェント 代表取締役 林 忠史 氏
8. 6	阿波観光ホテル	午前の部 ワード基礎講座 午後の部 エクセル基礎講座 株式会社ブレーン 専任講師 中村 和彦 氏
8. 7	阿波観光ホテル	午前の部 ワード基礎講座 午後の部 エクセル基礎講座 株式会社ブレーン 専任講師 中村 和彦 氏
9. 12	阿波観光ホテル	生産性向上と業務効率化に向けた チャット対話型AIツールの ビジネス活用 G-word（グッドワード） 代表 AIプロデューサー 杉山 貴思 氏
1. 28	ザ・グランドパレス	2028年 街から書店が消える日 ～本屋再生！識者30人からのメッセージ～ 中小企業活性化コンサルタント 元気ファクトリー 代表 小島 俊一 氏
2. 4	阿波観光ホテル	組織を束ねる力～政治闘争の裏話～ 前大阪府知事／前大阪市長 松井 一郎 氏
3. 6	阿波観光ホテル	体験から感じる『がんの怖さ』と『備えの必要性』 元アフラック社員 小林 忠 氏

(2) 全法連いちごプロジェクトの情宣と推進

全法連「いちごプロジェクト」(家庭使用電力の15%削減運動)の活動推進のため、パンフレットの配付などについて、県下単位会への実施支援を行った。

- ・令和6年 5月「夏のいちごプロジェクト」
- ・令和6年11月「冬のいちごプロジェクト」

(3) 全法連の助成金運営事務委託事業実施

- ・令和6年 5月「令和5年度 法人会活動支援事業 実績報告書」精査及び報告
- ・令和7年 1月「令和7年度 法人会活動支援事業 申請書」精査及び報告

法人会が行う公益目的事業の充実に資するため、全国法人会総連合が実施する助成事業(法人会活動支援事業)を円滑に運用するための指導および支援を行った。

助成対象事業は、法人会の定款に記載された事業のうち、次のものである。

- ① 税知識の普及を目的とする事業(助成対象事業1)
- ② 納税意識の高揚を目的とする事業(助成対象事業1)
- ③ 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業(助成対象事業1)
- ④ 地域企業の健全な発展に資する事業(助成対象事業2)
- ⑤ 地域社会への貢献を目的とする事業(助成対象事業3)

<その他の主要な事業>

法人会の充実発展並びに会員の福利厚生向上や交流支援等の目的達成に向けた事業

1. 法人会の充実発展に資する事業

(1) 法人会の充実発展を目的とする各種会議・委員会の開催、参加

第12回通常総会

令和6年6月25日(火) 会場: ザ・グランドパレス 出席者: 64名

理事会

第1回理事会 令和6年 5月29日(水) 会場: パークウエストン 出席者: 24名

第2回理事会 令和6年10月25日(金) 会場: パークウエストン 出席者: 24名

第3回理事会 令和7年 3月27日(木) 会場: パークウエストン 出席者: 25名

正副会長会議

令和7年 2月 3日(月) 会場: ザ・グランドパレス 出席者: 10名

委員会

税制委員会

令和6年 6月10日(月) 会場: ザ・グランドパレス 出席者: 11名

総務・組織合同委員会

令和6年 9月13日(金) 会場: 阿波観光ホテル 出席者: 11名

総務・広報・事業研修合同委員会

令和7年 3月11日(火) 会場: ザ・グランドパレス 出席者: 14名

組織・厚生合同委員会

令和7年 3月12日(水) 会場: ザ・グランドパレス 出席者: 21名

専務理事・事務局長会議

令和7年 3月12日(水) 会場: ザ・グランドパレス 出席者: 8名

事務局役職員研修会議

令和6年 4月15日(月) 会場: ザ・グランドパレス 出席者: 11名

令和6年 9月13日(金) 会場: 阿波観光ホテル 出席者: 10名

令和6年12月23日(月) 会場: 阿波観光ホテル 出席者: 16名

(2) 異業種間交流を目的とする各種会議・インターネットセミナーの開催、参加、配信

徳島県法人会青年部会連絡協議会

役員会

令和6年 4月23日(火) 会場: 阿波観光ホテル 出席者: 15名

令和6年 9月20日(金) 会場: ザ・グランドパレス 出席者: 14名

令和6年12月11日(水) 会場: ザ・グランドパレス 出席者: 14名

会員交流会議

令和6年 4月23日(火) 会場: 阿波観光ホテル 出席者: 29名

徳島県法人会女性部会連絡協議会

役員会

令和6年 5月 8日(水) 会場：ザ・グランドパレス 出席者：16名

会員交流会議

令和6年 5月 8日(水) 会場：ザ・グランドパレス 出席者：34名

インターネットセミナーの配信(2015年6月より)

県下単位会のホームページから24時間無料でセミナーが受講できるシステムを導入しており、各種会議等で積極的に広報し、利用促進に努めている。

(3) 組織(会員)増強運動の推進

令和6年10月3日(木)「第40回法人会全国大会(鹿児島大会)」にて、全国法人会総連合『令和5年度 会員増強表彰』を受賞した。

イ) 高加入率を長期間維持している県連に対する表彰

- ・優秀賞(加入率50%以上を3年間継続して維持)
徳島県法人会連合会(50.6% 51.2% 50.7%)

ロ) その年度において顕著な成果を挙げた単位会に対する表彰

- ・最優秀賞(対前年20社以上)
阿南法人会 (20社)
- ・優秀賞(対前年5社以上)
鳴門法人会 (9社)
脇町法人会 (7社)

ハ) 純増を長期間維持している単位会に対する表彰

- ・対前年1社以上の純増を3年間継続して維持
阿南法人会(21年間)
脇町法人会(4年間)
鳴門法人会(3年間)

(4) 「法人会アンケート調査システム」の普及、活用の促進

会員の意見を集約し、アンケート調査結果を公表し、パブリシティ向上に資するもので、アンケート送信対象者数を着実に増加させている。

(5) 企業の税務コンプライアンス向上のための自主点検チェックシート、ガイドブックの活用推進

各単位会での税務研修、諸会議等を通じて情宣活動を展開した。

(6) 県下各法人会事務局体制の強化支援

単位会職員のレベルアップや交流を目的として事務局会議を開催し、情報の共有と効率的・効果的な事務局運営のための支援を行った。

2. 法人会会員の福利厚生向上に資することを目的とする事業

令和6年10月3日(木)「第40回法人会全国大会(鹿児島大会)」にて、全国法人会総連合『令和5年度 福利厚生制度推進表彰』を受賞した。

イ) 高成績を長期間維持している県連に対する表彰

- ・1年間の累積収入保険料が、対前年100%以上を3年間継続して維持
徳島県法人会連合会 (102.8% 103.5% 101.2%)

*順位は3年間の平均値による。

(1) 会員の福利厚生向上について受託保険会社と協調し、その改善充実に取り組む

- ・大同生命保険(株)、AIG損害保険(株)、アフラック生命保険(株)の法人会向け制度商品情報提供等
- ・三井住友海上火災保険(株)「取引信用保険(中小企業向け貸倒保証制度)」ほか、情報提供等

イ) 経営者大型総合保障制度 取扱企業数推進状況 (大同生命保険(株)・AIG損害保険(株))

単位会名	取扱企業数			うち、大同生命保険(株)			うち、AIG損害保険(株)		
	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
徳島	107	78	72.9%	84	56	66.7%	23	22	95.7%
阿波麻植	35	18	51.4%	28	16	57.1%	7	2	28.6%
阿南	34	25	73.5%	27	21	77.8%	7	4	57.1%
鳴門	33	28	84.8%	28	21	75.0%	5	7	140.0%
脇町	10	7	70.0%	9	5	55.6%	1	2	200.0%
池田	14	7	50.0%	13	6	46.2%	1	1	100.0%
合計	233	163	70.0%	189	125	66.1%	44	38	86.4%

(注) 実績は、令和7年3月末現在

ロ) 経営者大型総合保障制度 加入状況 (大同生命保険(株)・AIG損害保険(株))

単位会名	法人会員数 (令和6年12月末)	加入企業数	純増企業数	加入率	加入率
				令和6年度	令和5年度
徳島	3,534	587	6	16.6%	16.9%
阿波麻植	745	150	△5	20.1%	20.4%
阿南	1,367	163	△2	11.9%	12.2%
鳴門	1,252	171	△3	13.7%	14.0%
脇町	432	54	0	12.5%	12.8%
池田	466	94	2	20.2%	19.3%
合計	7,796	1,219	△2	15.6%	15.9%

(注) 加入企業数は、令和7年3月末現在

ハ) 経営者大型総合保障制度 新規企業数推進状況 〈大同生命保険(株)・AIG 損害保険(株)〉

単位会名	新規企業数			うち、大同生命保険(株)			うち、AIG 損害保険(株)		
	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
徳島	20	23	115.0%	11	10	91.0%	9	13	144.4%
阿波麻植	7	4	57.1%	5	3	60.0%	2	1	50.0%
阿南	7	3	42.9%	5	1	20.0%	2	2	100.0%
鳴門	8	9	112.5%	6	3	50.0%	2	6	300.0%
脇町	2	1	50.0%	2	0	0.0%	0	1	—
池田	2	2	100.0%	2	2	100.0%	0	0	0.0%
合計	46	42	91.3%	31	19	61.3%	15	23	153.3%

(注) 達成率は、令和7年3月末現在

二) 経営者大型総合保障制度 役員企業加入状況 〈大同生命保険(株)・AIG 損害保険(株)〉

単位会名	役員企業数 (対象外控除後)	加入役員企業数	役員企業加入率	
			令和6年度	令和5年度
徳島	42	28	66.6%	69.0%
阿波麻植	40	23	57.5%	53.8%
阿南	51	39	76.4%	75.0%
鳴門	44	22	50.0%	54.5%
脇町	35	14	40.0%	42.9%
池田	33	18	54.5%	57.6%
合計	245	144	58.7%	60.0%

(注) 加入役員企業数は、令和7年3月末現在

ホ) ビジネスガード 新規企業数推進状況 〈AIG 損害保険(株)〉

単位会名	目標	実績	達成率
徳島	61	56	91.8%
阿波麻植	10	12	120.0%
阿南	26	16	61.5%
鳴門	32	30	93.8%
脇町	8	7	87.5%
池田	6	6	100.0%
合計	143	127	88.8%

(注) 実績は、令和7年3月末現在

へ) ビジネスガード 新規契約年換算保険料 (AIG 損害保険(株))

単位会名	目標	実績	達成率
徳島	412, 125	440, 109	106. 8%
阿波麻植	84, 170	93, 920	111. 6%
阿南	86, 795	94, 877	109. 3%
鳴門	135, 611	154, 206	113. 7%
脇町	55, 342	70, 848	128. 0%
池田	26, 694	27, 654	103. 6%
合計	800, 737	881, 614	110. 1%

(注) 実績は、令和 7 年 3 月末現在

(単位：千円)

ト) がん保険制度 (アフラック生命保険(株))

会員加入状況

県 順位	全国 順位	単位会名	会員数 (令和 6 年 12 月末)	加入会員数	加入率	加入会員数
				令和 6 年度		令和 5 年度
1	15	脇町	432	102	23. 61%	96
2	33	阿波麻植	745	169	22. 68%	165
3	120	池田	466	80	17. 17%	81
4	244	鳴門	1, 252	172	13. 74%	178
5	250	徳島	3, 534	475	13. 44%	473
6	383	阿南	1, 367	141	10. 31%	138
合計			7, 796	1, 139	14. 61%	1, 131

(注) 実績は令和 7 年 3 月末現在

チ) がん保険制度 (アフラック生命保険(株))

新規契約年換算保険料

単位会名	年間目標 年換算保険料	合計実績 年換算保険料	消化率
徳島	12, 714	13, 776. 2	108. 4%
阿波麻植	3, 988	3, 040. 2	76. 2%
阿南	2, 363	4, 884. 1	206. 7%
鳴門	3, 634	3, 350. 5	92. 2%
脇町	1, 486	2, 347. 2	158. 0%
池田	999	4, 465. 7	447. 0%
合計	25, 184	31, 863. 9	126. 5%

(注) 実績は令和 6 年 1 月 1 日～令和 6 年 12 月 31 日

(単位：千円)

業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

令和6年度において、業務の適正を確保するために整備した体制は以下の通り。

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の運用状況
 - ・理事会は、法令・定款及び理事会運営規則に従い、重要事項を決定するとともに、理事の職務の執行を監督した。
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
 - ・理事の職務の執行は、法令及び定款等に基づいて行われ、その職務執行に係る情報は、法令等に基づき理事会議事録に記載され、その記録の保存・管理は、法令等に基づき適切に保存及び管理している。
3. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
 - ・内部の統制については、重要な不備がないかを確認している。

なお、これら体制の実施について、監事による監査を受け、いずれも適正である旨、代表理事に報告があった。

また、令和7年4月28日、上記の監査結果や監査方法等について、税理士法人アクシスによる外部監査を受け、いずれも適正である旨、代表理事に報告があった。

事業報告の附属明細書

令和6年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

令和7年5月
一般社団法人徳島県法人会連合会
